

# 労災制度における認定基準（肺がん関係）の改正のポイント

資料3

改正前の基準				改正後の基準				
	医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断		医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断	備考
1	石綿肺所見	-		1	石綿肺所見	-		現行どおり
2	胸膜プラーク所見または石綿小体・石綿繊維	10年以上		2	胸膜プラーク所見	10年以上		当面、現行を維持 ただし、石綿製品製造の業 務については、平成8年以 降の期間を原則1/2で評価
		10年未満	(個別検討)			10年未満	(個別検討)	
3	乾燥肺中の石綿小体 (5000本以上)または石 綿繊維(5 $\mu$ m超:200万 本以上等)  上記の基準に達しない 場合	-		3	<b>広範囲の胸膜プラーク所見</b> ・エックス線写真で確認できる場合 ・CT画像で胸壁の1/4以上ある場合	1年以上		新たな基準
						1年未満	(個別検討)	
						乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 $\mu$ m超) 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 $\mu$ m超) 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維	1年以上	
乾燥肺中の石綿小体が1000本以上5000本未満	-	(個別検討)						
4	びまん性胸膜肥厚 診断方法等や認定基準については、当該疾病の報告書のポイントを参照	-		4				新たな基準
5	医学的所見は不要	-		5		5年以上		新たな基準 次の3作業のいずれかに 従事 ・石綿紡織品製造作業 ・石綿セメント製品製造作業 ・石綿吹付け作業

# 労災制度における認定基準（びまん性胸膜肥厚関係）の改正のポイント

## 1 認定基準

改正前の基準 (以下の ~ をすべて満たす)		改正後の基準
石綿作業従事期間3年以上	→	現行どおり
著しい呼吸機能障害がある	→	現行どおり
肥厚の厚さ5mm以上	- - -	不要（肥厚の厚さは問わない）
肥厚の広がり ・片側のみある場合：側胸壁の1/2以上 ・両側にある場合：側胸壁の1/4以上	→	現行どおり

## 2 認定に当たっての留意事項

### びまん性胸膜肥厚の適正な診断の確認

びまん性胸膜肥厚とは、石綿ばく露を原因として臓側胸膜と壁側胸膜がゆ着して広範囲に肥厚する状態を指すが、その診断は認定基準の別添2（「びまん性胸膜肥厚」の診断方法）の内容に則して行われたものであること。

びまん性胸膜肥厚と同様の状態は、石綿関連疾患以外の肺疾患等に伴いよくみられるものであることから、他の疾患との鑑別が適切に行われていること。

